東日本大震災被災者等支援基金への寄附に関する事務取扱要綱運用基準

（趣旨）

第１条　この基準は、東日本大震災被災者等支援基金への寄附に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

（受付協力金融機関）

第２条　要綱第２条に規定する寄附の受付は、次の金融機関の口座への振込みによるものとする。この場合において、当該金融機関の本店支店の窓口からの振込に限り、振込手数料は無料となる。

金融機関・店名	口座番号	口座名義
横浜銀行 川崎支店	普通預金 ６０４１６９４	川崎市東日本大震災 被災者支援金口座
川崎信用金庫 本店営業部	普通預金 １３７６８２３	
セレサ川崎農業協同組合 本店	普通貯金 ０００００５５３	

（感謝状等の贈呈）

第３条　１回の寄附額が３００，０００円に満たない場合で、特に必要があると認める場合の寄附者への謝意は、礼状をもって行うものとする。

（寄附等の公表）

第４条　要綱第５条１項の申し込みに必要な事項は、次のとおりとする。

（１）寄附者名等の公表を希望すること。

（２）氏名又は法人の名称

（３）住所又は主たる事務所の所在地

（４）電話番号

（５）寄附金額

２　要綱第５条第１項の申し込みは、郵送又はFAXにより、健康福祉局総務部庶務課あてに行うものとする。

３　要綱第５条第２項に規定する寄附者氏名及び寄附金額の公表は、原則として、毎月第１週、第３週までの入金分について、第２週、第４週の水曜日以降に行うものとする。

４　要綱第５条第３項に規定する事項に係る公表は、随時行うものとする。

（その他）

第５条　この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この基準は、平成２３年４月１９日から施行する。

附　則

この基準は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この基準は、平成３１年４月１日から施行する。